

再び長屋王家木簡と皇親家令について

八 木 充

はじめに

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪から総数約三万五六〇〇点の木簡が出土した。奈良国立文化財研究所による一九七七年・八二年、八六一八九年にわたる発掘調査にともなうものである。四か坪を占める一区画内で、とりわけ八八年八坪のSE四四七〇から二二六点、さらにSD四七五〇からは八八・八九年、三万五三二四点にたつする木簡が検出された。出土点数が厖大であるばかりでなく、年代が和銅三年から靈龜三年に限定され、奈良初期における貴族の日常的な家政の実態を具体的に検討できる一括史料として、木簡研究史上画期的といえる貴重な発見となつた。

木簡釈文の発表直後から、その一画の居住者と家令（家政機関）の本主、家政の管理・運営や経済的基盤、皇親家の組織や人的構成、消費物資の調達や生産、宮の継承、あるいは木簡群の分類や用語・文体などをめぐる多くの論考が公けにされた。⁽¹⁾ 発掘調査の主体とな

つた同研究所は、「平城宮発掘調査出土木簡概報」二一・二三・二五・二七・二八（一九八九一九三年）、「平城京木簡」図版・解説（九五年）、「平城京長屋王邸宅と木簡」（九一年）、「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告」本文編（九五年）を刊行し、長屋王家木簡を含む遺構・遺物の基本的総合的な調査研究成果を報告した。これまでの議論・成果のなかで、もつとも基礎的で中枢的な座標軸となるのは、左京三条二坊西北域の一画の邸宅にいかなる人物が居住し、また木簡に見える家令と家令職員がいずれの皇親を本主とするかの推定にある。この点、その人物特定をめぐる論点はしばられつつあるものの、現在、なお共通の理解にはいたっていない。小論は、「木簡概報」二一・二三の刊行段階で発表した旧稿⁽²⁾内容を点検しながら、あらためて長屋王家木簡に見られる家令の本主を検討し、左京三条二坊に居住した皇親の特定をとりあげることにする。

*木簡の出典は、城二五一5上が奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」（二十五）の頁・段、平一・一五が同「平城宮木簡」一の木簡番号、平城京一一一四八が同「平城京木簡」一の木簡番号の略式による。

一 二つの家令

長屋王家木簡のうち、文書木簡に見える家令職員は、次の木簡から知られるように二つの家令に所属する二組の存在が確認された。

(1) 移 奈良務所 進皇子大物干 〔鷺カ〕

・右二種物備進出 〔一〕 五月七日少書吏家令家扶 (城二五—5上)

(2) 従七位上行家令赤染豊嶋 (ウラ略) 〔九カ〕 (城二一一29上)

(1) の職員は「九月繫行余米十五斛 〔斗〕 五升 八月送五斛三斗八升

／右送廿一斛三斗三升 九月廿一日 〔山田得足〕 家令 (城二一一8下)

などに見える家従と組合わせ、家令—家扶—家従—大少書吏の家令を構成した。また(2)の家令は「御所人給米一升受止々女／十二月五日石角書吏」(同13下)などの書吏と一緒になって、家令—書吏の家令を編成した。

ところがこれら二品と正従三位を帯びる本主の比定となると、意見は大きく分かれる。長屋王家木簡群にみえる文書木簡や付札木簡の宛名に登場する人物、または宮名で注目されるのは、長屋親王宮・長屋皇子宮・氷高親王宮・奈良宮(務所)・北宮・西宮などである。それらは長屋王や近親の人物か宮(奈良宮・北宮・西宮は後述)であり、広くいうと出土地の左京三条二坊の邸宅もしくは邸宅内の人間にあてられたか、三条二坊の地から他所にあてられ再びそこに還送されたかであろう。あるいは他所あてのものが出土地に回送されたことも推定される。長屋王あては、

木簡に見える二つの家令というのは、家令・家扶・家従・大書吏・少書吏を配置する機関(A)と、家令・書吏を配置する機関(B)となる。もつとも、文書木簡の差出者に家令以下の職員が個別に署名する場合もあつて、あらたな組合せも不可能ではなく、三つの家令の存在さえ想定しうる。たとえそのような想定がありえても、三条二坊の邸宅関係でAとBが主要な役割を果たした点は首肯

できる。“二つの家令”は、現在広く受入れられているといつてよい。家令職員令規定によると、家令・家扶・家従・大少書吏各一員を配置する家令機関は、二品の親王・内親王に給付された。「家従広足」(城二一一8上、ほか)を「従七位下石城村主広足」(城二五—25下、ほか)とすると、家従石城村主広足の従七位下は、官位令の二品家令の家従の相当位階と一致する。そのためAは二品の親王・内親王の家令となろう。一方、家令・書吏の場合、「従七位上行家令赤染豊嶋」(城二一一29上)をB職員と解すと、官位令によつて従三位の職事官を本主とする家令に限られる。Bはさらに正従三位の諸王・諸臣の家令が該当する。

とおり、この地に長屋王の家令があつたことは、

(3) 長屋親王宮鮑大賛十編 (城二五—30上)

(4) 雅樂寮移長屋王家令所平群朝臣広足

・故移 十二月廿四日少允船連豊白鳥史豊麻呂

(城二五一—25上)

の木簡からもほぼ明らかである。二つの家令のうちのBは、靈龜二年正月従三位から正三位に昇階した長屋王を本主として差しつかえないと⁽³⁾思う。

ところで家令を給付される皇親や官人が、品位階に応じて家令職員令規定どおりに職員をあてがわれたかどうかは、いまいちどかえりみる必要がある。じじつ、家令の本主に関する比較的早い時期の研究段階で、二品家令の本主に吉備内親王が比定されることが少なくなかった⁽⁴⁾。三品である吉備内親王を二品相当家令の本主とみなしたのは、令の規定をこえた特別の処遇を与えられたと解したためである。その理由は吉備内親王が長屋王の室であり、草壁皇太子・元明天皇の皇女であった系脈上の身分のほか、次の木簡の解釈にもとづくものであつた。

(5) 吉備内親王大命以符 婢宮入女進出

・ 五月八日少書吏國足 家令 家扶

(城二一一—5上)

家令・家扶・少書吏を差出人とするこの符は、吉備内親王の大命を奉じたので、その家令職員の本主は吉備内親王だと解されたからである。しかし家令職員が本主の命を伝えるのに、あえて本主名を記すのは不自然であり、吉備内親王は家令以下の職員に委託して指示を伝達したとされるにいたつた⁽⁵⁾。二品家令の本主を吉備内親王とみ

る説は、現在かならずしも有力とはいえない。

これにたいし、二品家令の本主を吉備内親王の姉妹、氷高内親王とする見解がある。氷高は靈龜元年正月まで二品、以後一品であつたから、品階の点で適合する。この比定には、左京三条二坊の宮の主人が氷高で、靈龜元年九月に即位（元正）すると、三品の吉備が宮の主人となり、二品家令を引きついだとする意見⁽⁶⁾と、二品氷高の家令は本来七坪に接する六坪にあり、即位後は内裏において維持されたとする意見⁽⁷⁾がある。氷高内親王あての木簡は、「備後国葦田郡葦田里／氷高親王宮春税五斗」（城二一一—32下）と見え、邸内に内親王が起居したとみる余地は否定できないものの、わずかにこの一点にとどまる。さらに令の規定が順守されているなら、品階の昇叙にともなう家令職員の変動がみられたはずであるにもかかわらず、そのような形跡は見出せない。まして元正登極ののち、たとえその即位が長屋王の庇護下にあつたとしても、家令組織の一部（務所）を残し、さらには内裏に家令職員令適用の家令を移動、存続させたとは、とうてい想像しがたい事態であろう。所説のままではAの本主に吉備内親王をあてる見解と同様、容認することはできない。なお氷高内親王説の前者では、元正即位まで吉備内親王はBの本主、即位するとAの本主に転じたとみる。また後者の説は、長屋王と吉備内親王の家令が一体となつてBとして三条二坊の邸内に存続したという。

次にとりあげたいのは、生前品階をもち現に存命しない人物を二品家令の本主にあてる説である。その背景に、長屋王家の文書木簡を物品進上の木簡、物品支給の木簡、物品請求の木簡、その他に内容上大別した分類法の提起があつたと思われる。⁽⁸⁾ このうち二品の家令職員が署名する第三グループの木簡は、もともと長屋王家の外部から送られたとしたにもかかわらず、Aの本主を邸内の吉備内親王とみなしたため、当初の三分類の意味づけに反する結果となつてしまつた。ところがAから左京三条二坊の奈良宮務所にあてた請求木簡が、宛先に奈良を冠する以上、Aは奈良以外の地にあつたと解し、文書木簡の区分、とくに第三グループの特性がはじめの分類どおりに復活することになった。家令Aは三条二坊の地ではなく、奈良を離れた場所に存在したというのである。

この地が「古京」（城二八—38中）とよばれた飛鳥地方であり、そこに長屋王の父高市皇子の香久山宮⁽¹⁰⁾とその家政機関が営まれていた。宮は平城に移されたが家令は当地に存続した。その高市皇子の極位、淨広壱は、大宝令官位制の二品に相当し、したがつて二品家令のAは、飛鳥に残存した高市皇子の家令ではないかと推定する。⁽¹¹⁾さらに高市皇子の宮がまた、没後飛鳥藤原の地に存続したとする説がある。⁽¹²⁾飛鳥・藤原に残存した高市皇子以来の家令がA、平城京の長屋王家令がBにあたり、長屋王はこの二つの家令を結びつける役割を果たしたという（さらに第四節、参照）。

家令Aの本主と所在地をめぐる所論の展開を一見すると、その対象が、地域的に平城内から飛鳥・藤原方面に広がり、本主の比定が長屋王の世代からその先代にまで遡って考究されるようになつた意義はきわめて大きい。木簡中に、高市皇子（「日本書紀」持統七年七月条に後皇子尊）を指すと思われる「後皇子 後皇子命宮」（城二一—36上）の習書もある。長屋王家木簡にとつて高市皇子の存在は無視できないものがあり、木簡出土地を高市皇子との関連で解こうとする視点は、木簡群の全容解明上、大いに評価できよう。この点、さらに本主の没後、家政機関が存続した理由や高市皇子宮・長屋王宮の推移をもあわせ考察する必要がある。それらのことが、家令の本主の理解にどのような寄与をもたらすかは、しかし何よりも個々の木簡の読解・検討にかかっている。

家令Aの比定に關し、もう一つ、文書木簡の宛先として記録された北宮と西宮がとりあげられる。北宮を高市皇子の室で長屋王の母御名部内親王またはその居住施設とし、御名部内親王をAの本主とした旧私説は、現時点においてどのように位置づけられるであろうか。たしかに長屋王の近親者で先代の一人でありながら、木簡群にその名を伝えていない。もととも、同じ状況は長屋王室、吉備内親王についてもあてはまる。吉備内親王は、これまで左京三条二坊の邸内に居住し、家令AやBの本主に擬せられたにもかかわらず、これまで読解に異論のある「以大命符 □備内親王 縫幡様進上（ウ

ラ略」(城二一一5下)を除くと、文書本簡や給米本簡の宛先とされた用例がない。なお北宮と西宮については第三・四節で再度吟味する。

二 物品請求の木簡

A・B二つの家令が存在し、そのうちBの本主を長屋王とした。さらに物品請求木簡の検討をつうじて、A家令の本主の特定をすすめることにしたい。

まず家令Aが発給した請求木簡は

(6) · 大命以符车射□□□□ 酒人□□
· 洗退給米一斛鹽二斗 五月二日少書

• 洗退給米一斛鹽二斗 五月二日少書吏國足
家會

五月九日家令符召醫許母矣進出急勿

にみられるように、「大命以符」形式と「符」形式がある。本主の指示・意向を直接反映したか、あるいはしないかの相違とも解せるが、次の対比例によると内容上、ほとんど異同は見出せない。

再び長屋王家木簡と皇親家令について

（9）符田辺黒口
・皆進上 附春日川原口
苦二枚進上口
あるいは、

(11) 符	少書吏布廿四端下	附葛野連千稻 折置負筈速進上	別古堅薦二枚進上	和銅五年七月十五日
	十四端者上	家從広足	家扶	徒広足
			遣勾鑑	人隨
			藏鑑二	

折櫃負管速進上二二一案扶櫛栗
である。单なる「符」の書式と「大命以符（宣）」（または「以大命
符」）の書式の木簡を、とくに区別する理由はなく、「符」は「大命

さらに家令Aが発する木簡には、符様式のほか移様式があった。

(12) 移 奈良務所專大物皇子右處月料物及王子等
・公料米進出 附紙師等 五月九日少書吏置始國足家

(13) 移務所 物部麻蘇壳七月常食檜宮宣
扶 徒 七月七日

などである。総じて移は奈良宮務処（城二五—25上）にあてられ、符がAの家令職員であつてあるのと対照的である。司所（城二—7

上、ほか)、政所(同⁶上、ほか)、司所(同⁷上)、あるいは政人(一)

七—4下)、大殿(同)などもほぼ同一の施設またはその職員を指すのである。一方奈良宮務所あてには、

(14) 符 奈良宮務所大御食春分出

・ 塩一解九斗進下 「九籠二升入三升」
〔五月七日 家令〕

(城二一一5下)

のように、符式を用いた木簡がある。したがつて奈良宮務所へは、あるときは移式を採用し、ときには符式を使用するなど、一定の書式はなかつたようみえる。ひいては家令Aが発給する「符○○」も「移務所」も、木簡の文書様式として実質的に相違がなく、○○に相当する職員・人名あても務所あても、実体は同一の充所とみなされることになろう。⁽¹⁴⁾ 充所となつた人物は奈良宮務所に出仕したので、結局Aからの文書木簡は一か所の機関に発せられたといえよう。機関所属の職員あてが符、機関そのものにあてたのが移であり、しかも機関あても両様式を用いて、符と移の使い分けはかならずしも厳格ではなかつたといふ。

そもそも解せられようが、奈良宮務所への指示の様式は、全体的にみるとやはり移式が多く、Aの職員にあてする命令はどれも符式を用い、移式を使用した例がない。なにも公式令を規定どおり適用して木簡が書かれたといつもりはなく、それでもAの家令・家扶などから下僚の家徒・少書吏などへの命令には符式を、Aから奈良宮務所への指示のさいには移式を採用するおおよその準則があつたと

認められるのではないかと思う⁽¹⁵⁾(奈良宮務所への指示にも符を用いたのは、のちに述べるようにAの家徒・少書吏などが務所に勤務する実情が念頭にあつたためであろうか。その他、符式は片岡司あて(城二一一6下)、あるいは特定の雜任者あて(同6下、二三一6上、二五一4上、4下、二

七—4下、5上などにも見え、A家令から下達されたのである)。

さきの大命をB家令の本主である長屋王の指示とみて、大命木簡は、長屋王がA家令の所在地に出遊、滞在したさい、その地から大命を奉ずるAの職員が長屋王邸にいるA職員に発せられたと解釈する説がある⁽¹⁶⁾。同一家令の職員間の方が直接指示を伝えやすいというのが、その理由とされる。しかし大命が長屋王の意向であれば、もともと宛先が長屋王の家令職員でなく、Aの職員であるというのを理解しがたい。また単なる符式の場合もAの上司からAの下僚に伝達され、したがつて出遊中だけがAの職員からAの職員にあてる特例となつたともいえない。しかもA家令からは、現に奈良宮務所あてに木簡が発給されているのである。そうしてみると下僚あてが符式、務所あてが移式を一般に使用したから、Aからの符と移はそれぞれ別の機関に伝えられたことを意味するのではないかろうか。したがつてAの下僚と奈良宮務所とは別個の場所を指すといわざるをえない。「符○○」と「移奈良宮務所」は、Aの家令職員が、あるときはA家令の下僚に、あるときはこれとは別在の奈良宮務所に発給した木簡だと推定できるのではないかと思われる。

再び長屋王家木簡と皇親家令について

文書様式からだけでなく、木簡の記載内容に関しても、A職員関係者あてと奈良宮務所あてとでは相違がある。奈良宮務所（政人）には、

(15) 移務所

主殿寮之大御物行月料之炭松八俵
部宇治大嶋等受炭此者□代充□□□

・云此皆小子部辛国等為而皆受而□
丁等為令運乍用□□□万呂三日家□

〔岡カ〕〔扶カ〕（城二七一四下）

(16) 符政人等 秋大御服綿百斤進出

・遣□否田
〔飛カ〕〔鳥戸甥万〕
家扶稻栗

(同)

と、「大御物行月料之炭松」「秋大御服綿」の請求を行つてゐる。(12) (245頁) は「二處月料物」といい、(14) (246頁) は「大御食春分出塩」とある。奈良宮務所にあてるのは、月料とか春・秋分とか、計画的に支給されるいわば経常的な支出の食料・衣料などの物品を請求するものが注目される。これにたいし、A家令の上司から下僚あての請求木簡は、

(17) 以大命符 幸射 機煮遣純冊匹之中伊勢純十匹大服
廣足等 白禡取而進出 玳努若翁御下裳遣
出 又林若翁帳 内物万呂令持煮遣

〔加〕 煮今冊匹宮在純十匹并冊匹煮今急々進「山方王
代納辛櫻皆進出」
純二匹急進出淨味片純曾持罷

・御禪代帛純易純進出又志我山寺都保菜造而遣若
大御物王子御物御食土器无故此急進上主殿司仕丁
反者遣支鏡鈴直彼行
田井百嶋不見

|| 令持進上酒司充羽嶋又太御巫召進出附田辺史 ||

|| 地主 五月十七日 家扶

の「大御物王子御物・御食土器无故、此急進上」とか、

(18) □家從少書吏 米□〔塩カ〕

・無故進上速 進上

(平城京一―148)

のように、臨時または急用の場合が少くない（司所あてに「米无故急々進上」城二二一七上もある）。したがつて、もし大命の主人が某所に短期滞在したと仮定して、はたして月料のごとき所定額の物品を奈良宮務所に請求することがあつたといえるであろうか。

関連してあげると、

(19) 以大命符 □備内親王 縫幡様進上
・使文老末呂 二月廿二日 巳時 稲栗

(城二二一五下)

の大命符木簡がある。吉備内親王のためにとも、内親王にあてたとも読めるが、稻栗をAの家扶秦連稻栗としてよければ、Aから月日と時刻を記して、縫幡様の進上を命じた木簡が作成されたことなる。しばしば指摘され、強調されたとおり、巳時とあるのは、A家令から宛先まで一定の距離が介在することを物語つてゐる。このほ

か物品の請求木簡ではないが、次の返報・返抄にも時刻の記入が見える。

(20)・返報 進上米十二斛太七合故附草良

小十七合

附草良

・下黒万呂 五月廿一日「辰時」少書吏 家扶

(城二一一8上)

(21)・返抄 米壹拾伍斛 塩陸籠 腊捌筐 海藻式拾連

・右肆色附即奈良宮万呂 檻壹合机三前 一月十七日午時大伴簗麻呂

秦道万呂

(同8下)

(20)は家扶・少書吏が署名し、(21)には「附即奈良宮万呂」とある。後者は奈良宮配属の万呂としてよいとすれば、(21)は奈良宮以外の地を発着とする、おそらく(20)と同様、A家令作成の返抄と解される(召若麻統□麻呂長屋皇宮侍急)従七位下石城村主広足 九月十九日付城二五一25下で、長屋皇宮に侍した若麻統□麻呂を召喚したのは、A家令であり、この木簡もまたAから長屋皇宮以外の、おそらくA家令職員

あとに発せられたのである)。米・塩など四種の食料を万呂が運び届けてきたのを勘査し、その返抄をそのまま當人にあずけるという内容になる。一方の(20)は、一斛入り七個分と五斗入り十個分の米十二斛の進上を確認したうえで、草良に返抄を持参させ(田辺)黒万呂に届けるというものである。二点ともA家令から奈良宮ではない某所に発給され、再びA家令のもとに戻ったとみてよからう。時刻の記入は、A家令と某所の間に地理的なへだたりがあり、所要時間が無視できなかつたためである。Aの家從石城村主広足が奉じた御命

木簡にも「已時四点」(城二三一一5上)と記し、Aから某所に伝えられたといえる。

時刻の記入は、家令Aが発給した木簡のもう一つの主要な宛先である奈良宮務所については、どのようになつてゐるであろうか。同務所あての木簡は合計一八点をかぞえ、欠損を含むが残存する墨書に、作成・発信の時刻を記入した木簡は見当たらない。この点は、先のAの上司から下僚にあてた木簡に時刻記入があつたのと対比して顕著な特徴の一つである。この事実をより一般化すれば、Aは奈良宮務所から時間が問題となるほど離れた場所ではなかつたこととなる。A家令から発給された大半の物品請求の木簡は、Aの下級職員と奈良宮務所の二か所あてであり、時刻の記入からみて、その下級職員の場所とは離れ、奈良宮務所とはそうではなかつたことが分かるのである。

なお「附〇〇」と、木簡の持ち運び人を記す例があり、この場合、木簡が遠距離の地に携行した証拠とされることがある。⁽¹⁹⁾しかし持参人の記入は、木簡の運び人と事情によつては請求物品の持ち帰り人を指定したとも読める。木簡を宛先で示し、ひきつづき帰着のうえ復命するとき、使者名の記載は距離の長短にかかわらず、むしろ励行されたのではなかろうか(平城宮内で使者名を記した木簡が使用された実例は稀ではない。平一一57、城三〇一一5上、ほか)。

A家令の上位職員の場所から遠距離の地にいた同じAの下位職員

が、上位職員にあてて発した木簡が、以下にあげられる。

(22) 進出炭十三古分數五籠小刀一針三持

・参出辛男 七月廿六日少書吏置始國足
家從「広足」

(城二一一8上)

(23) 進出物 橡一斛 茶一荷 鯛鮓一瓮

・右三種 五月一日白鳥鎌足少書吏

(城二二一6下)

(24) □菜進出僧分
□交易遣布一端
黒万呂 従広足

(城二二一8上)

であり、さらに、

(25) 進上符上物丹機畠五枚席廿枚丹坏
右符少書吏

(城二二一7上)

・二月廿五日

も同類であろう。これらはAの上位職員から請求された物品にたいするその下位職員が作成した進出状あるいは送状とよべる木簡である。(25)はAの上司からAの下僚の少書吏に発した請求の符にしたがい、丹機以下の物品を進上するとの内容になつてゐる。「符少書吏」したものを「符上物」とするという意味であろう。(22)～(24)もいったん発給された符によつて物品を進上するときの送状である。このようすに推定される木簡の授受関係は、(22)の場合、たとえば(18)(24頁)のように家從・少書吏を充所とする請求木簡であり、(24)に関しては、

(26) 符広足
〔黒万呂カ〕
布〔五カ〕
端□部〔千君カ〕
附急進上

・別移御服布急進上
大神□志
附許知

(城二二一4上)

があげられよう。つまりAの家令職員が「か所に出仕し、両者のあいだで(18)～(22)、(26)～(24)のように木簡が二か所で往来したことを示している。

以上によつて、A家令の上司職員は某所(甲)に、その下僚職員はそれとは別地(乙)に勤務したことが明らかになつたと思う。では甲地とそれとはへだたつた乙地は、はたしてどの地に比定できるのであるうか。

それを検討するまえに、一点つけ加えておく必要がある。Aの下僚すなわち家從・(大)少書吏は、乙地に出仕したばかりでなく、上司が仕えた甲地においても出仕した点である。さきの(22)と(18)、(24)と(26)の場合、あくまで家從・少書吏は乙地で木簡に署名し、同時に甲地から発する木簡の充所となつた事例であり、往来したのは木簡であった。ここでとりあげるのは、家從・少書吏が乙地のほか、木簡出土の左京三条二坊の邸内でも勤務した事実である。

ことさら指摘するまでもなく、上掲(6)(24頁)の木簡では、少書吏がAの家令と連署し、Aが所在する甲地で木簡作成を担当した。またAから奈良宮務所あての木簡でも、(1)(24頁)や(12)(24頁)にみられるとおり、差出人に家令・家扶・少書吏が署名し、少書吏が甲地のA家令に仕えたことを明示する。長屋王家木簡をつうじて、

少書吏置始国足が、A家令の木簡の宛先となつたのは四点、A家令の木簡の差出人となつたのは九点をかぞえる。少書吏あるいは家従はA家令が所在する甲地で仕え、別に乙地に配置されることもあるのである。

本節で述べたのは、二品の家令は奈良宮務所とあわせて、二品家令の下僚にあて物品請求の木簡を発給したこと、二品家令の地と奈良宮務所とは近距離で、二品家令の下僚が仕出することもあった場所とはへだたつていて、二品家令とその下僚は相互に物品の請求と進上の家務を行つたこと、二品家令の下僚は、いうまでもなく家令の地にも出仕したことなどである。

三 二品家令の所在地

家令Aはその所在する甲地から、物品請求の木簡を、下僚の仕する乙地にも、また奈良宮務所へも発給した。その奈良宮務所が同所を宛先とする木簡の出土した左京三条二坊の一画であることは、ほとんど異論がない。⁽²⁰⁾ これにたいし家令Aが奈良宮務所に向けて木簡を発給する以上、その地は木簡が出土した奈良以外とみなすべきだとする意見がつよい。⁽²¹⁾ 宛先に奈良を冠するのは、発信地が奈良の外部からでなければありえないことであり、家令Aの位置は平城京外に比定できるというのである。この点は物品請求木簡が邸宅の外

部地で発給されたとする先の長屋王家木簡の区分説とも合致する。さらに史料的裏づけとして、造石山院所関係文書に平城宮や造東大寺司が、石山の地から奈良宮や奈良寺司とよばれ、それらが石山からみてはじめて意味をもつ表現となりえたとされる点がある。

これらの奈良宮はたしかに奈良宮の内部でよばれたのではないが、奈良宮の名称が外部の石山の地からみて、はじめて発生したわけではない。右の論法にしても、宛先に奈良を冠するのが、差出地が奈良圏外にあるため使用されたと断定するのは、一方的な推測にすぎない。奈良宮務所の奈良の由来は、かかる解釈はことなり、奈良の地にあって、すでに固有名詞として成立したことにある。したがつて左京三条二坊にあつた奈良宮は、平城京外からはもちろん、平城京内からも何の支障もなくよばれたのであり、長屋王家の関係者にとって、すぐに識別できる宮名であったと思われる（たとえば平城宮が宮外からのみよばれたとは、とうてい考えがたい）。

A家令の所在地は、そうしてみると平城京内にもありうることとなり、現実に前節で推定したとおり、奈良宮務所との木簡の授受には発信時刻を記入する必要がないほど近接の地であった。そればかりか、木簡⁽¹⁷⁾（⁽²⁴⁾頁）の内容によると、A家令から下僚への物品の請求にさいし、「主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋」と見え、A家令が奈良宮の部署である酒司と近い位置にあつたことを知らしめる。A家令の地と奈良宮とはそれほどへだたりがなかつたと位置復

原できるのではなかろうか。

家令Aの地が、木簡を出土した奈良宮の家令の所在地と近い場所にあつたと推定される点は、二つの家令の家令職員・雜任・雜仕など、それぞれのレベルで人的に融合した家令の管理・運営の実態⁽²²⁾からも、もっともなことである。両家令の人的融合が日常的、広範に行われたのは、何よりも位置的に接近したからであろう。その点

ここで見落せないのは、家令Aの地を上述のように平城京外、とくに飛鳥・藤原地域に想定する意見が主張されていることである。⁽²³⁾しかし、平城左京三条二坊と飛鳥・藤原は距離をへだて、しかも両家令職員の日常頻繁な人的交流の存在を説くのは、かならずしも説得的とはいえないであろう。ここでは、奈良宮の米飯支出事務における責任者がどの家令に所属するかを調査し、融合に関する現在までの所論をふまえ、さらに融合の具体相をかかる人的交流の事態によつて派生する二つの側面から、見届けることにする。家令運営の一体化は、二つの家令そのものの結合を物語ると思われるからである。

（城二五一—25下）

（27）・移 山背御菌造雇人冊人食米八斗塙四升可給 軽部朝臣三狩充
・山背使婢飯女子米万呂食米一斗五升 和銅五年七月廿日||

（28）・召 小依女 賀乎理壳
・進上 附秦豐万呂 七月廿日 大書吏扶

（29）・召 小依女 賀乎理壳
・進上 附秦豐万呂 七月廿日 大書吏扶

（同4下）

の二点である。また宛先に大書吏が見えるのは、上掲の(10)（245頁）の大命宣木簡だけにすぎない。このようなA家令の授受木簡の記名状況は、もしかすると背後にA家令の職員構成上、大書吏が一時欠員であったという特殊事情も想定されよう。ところが長屋王家令内での物品支給にさいし、大書吏がその支出責任者などに登場するのは、

（城二一一—18下）

（29）・辛女米一升 受影女 百足
廿八日 大書吏
書吏一、少書吏四、三位の家令一、その他八、別に奈良宮務所一六、政所・司所・政人各一がみえる。このなかで家令職員に関しては、

二五一-17下、同18上)。Aの家令職員が支出責任者になつたのは、むろんほかに家扶二、家従一、少書吏七の事例がひろえるが(家令は除く)、大書吏の場合、先のA家令が発給する木簡に署名するのが格別少ないと対比して、給物品責任者としてしばしば記録されるのは、両家令間の組織的・一体性をより明確に表わすものであろう。

この事態も、二つの家令の位置関係を推測する一つの資料となりうる。

もう一つの側面は、A家令職員が奈良宮のB家令に出仕した時期である。A家令から物品・人物を請求、召喚した文書木簡の発給月日をみると、五月と七月に集中する。五月一一点、七月八点、ほかは二月二点、三月・六月・八月・九月各一点となる。いわゆる給米伝票木簡に関しては、日付の検討によつてその時期が靈亀二年の後半を主体とし、米飯支給の日付と支出責任者の関係は、雜任者が米飯支給の出納事務を交替で分担する一定のローテーション制であつたとみられている。⁽²⁵⁾このシステムを家令職員に拡大してみると、五月の場合、差出人は(1) (242頁) や(2) (245頁) などのように家令・家扶・少書吏の職員が署名する。逆に家従や大書吏は木簡の発給にまったくかかわらない。かえつて(17) (247頁) の木簡が示すように、大命の符が家令・家扶の署名で家従広足・牟射にあてられ、A家令の家従らは家令・家扶とは別の居所で木簡を受けとる立場にあつた。

一方、七月の場合、(13) (245頁) や、

(30) □広右一人起当月八日□

□・茨田五百嶋七月七日扶従

(城二八-46上)

などに見られるとおり、家扶・家従が署名する。要するに七月には少書吏が差出人に加わった木簡はないのである(城二五一-4上4の符木簡を七月とみ、さらに(10) (245頁) 和銅五年七月十五日付)・(27) (和銅五年七月廿日付)・(28) (七月廿日付)のうち、(28)を和銅五年とすると、(10)の充所大書吏はあるいは少書吏の誤記ではあるまいか)。

さらにA家令の長官である家令(職名)は七月分にまったく登場せず、さきの五月分と対照的な署名不参加となつてゐるのが留意される。もともと符や移の文書様式では、長官が署名する規定であり、木簡が公式令規定を順守して書かれていないにしても、伝存する七月分の木簡がどれも家令の署名を欠くことは、もしA家令の地に出仕していたとすると、はなはだ異常な木簡作成への関与といわざるをえない。A家令の長官が、七月の間A家令の地にいなかつたため、家令の署名を残さなかつたのではないかと思う。そうみてよいなら、米飯支給伝票の支出責任者に見える家令の大半は長屋王家令の長官にちがいないが、同じ七月の伝票木簡に記録された、

(31) 水取司廻一人米半升 受石万呂
・土塗廻五人米五升 墓万呂
七月廿五日家令

(城二一一-25下)

再び長屋王家木簡と皇親家令について

(32) 御所進米一斗受楓女

七月十五日 家令 哥万呂

(城二七一6下)

(36) 内御所進綾粉米一升受多々女
七日古末呂

(同13上)

(33) 進大御飯米三斗身豆女七月□日忍海□麻呂「家令」(同6上)
の家令は、あらためてその所属を問う必要があるのではなかろうか
(甥万呂はほかに大書吏との連署がある)。

Aの家令職員が、一年の少なくとも特定の月に本務の地を離れ、

他の三位長屋王の家令に仕えた、とくに「惣知家事」する長官が
そのような勤務の様態をとつたとする余地は否定できないと思う。

長官がA家令の地を一時離れても、家政執行に支障がない地区内に
いたことの証拠となろう。A家令の地と奈良宮の長屋王家令の場所
は、この見地からもあい近接したと解釈できるのである。

二品と三位の家令の地が近接したのであれば、当然その家政の本
主も近住したとするのが、穏当であろう。三条二坊の邸内で支給さ
れた米飯の被支給者のなかに、御所・内親王御所・内御所・内・石
川夫人・安倍大刀自御所・竹野王子御所などがある。このうち個人
名を付したものと除く御所・内親王御所などは、

(34) 御所進米一升半 九月五日

・ 豊国

(城二五—27上)

(35) 内親王御所進御飯米二升

・ 受高志女 十月廿七日川原史

(城二一一14上)

(37) 内進米三升受□□西宮人給米□
正月十六日□□

(同)

などとある。これまで御所は長屋王、内親王御所・内御所・内は吉
備内親王、またはそれぞれの居所を指すと解ってきた。⁽²⁶⁾ 左京三条
二坊の邸宅で、固有名詞や冠詞をつけない御所だけの呼称が長屋王
に、内親王などが妻の吉備内親王に相当することは、まず動かない
であろう。

(38) 御所進五升受□甘 小逆一升 受

帳内司一升半受古末呂白末呂一升□
内進米□升受□家九月十九日道末呂

(城二八—46上)

は御所と内とを別記する。ところが給米伝票の宛先にはいま一つ、

(39) 進大御飯米三斗把女十月七日忍海安万呂

・ 「甥万呂」

(城二八—44上)

(40) 進大御飯米三斗曾女七月四日忍海安万呂
・ 「高安嶋」

(城二七一6上)

に見える「大御飯米」の支給例が十点ある。もし二品家令を三条二
坊の地に想定しないとすれば、「大御飯米」を消費する人物は、お
そらく長屋王以外にはありえなくなるであろう。しかし二品家令の
地については、すでに述べたとおり、長屋王家令と近接したと解す

るので、二品家令の本主もまたその被支給者の候補となる。

大御飯米の類語をあげると、大御服・大御物・太御巫（以上城一一五）・大御食（同5下）・専大物（同6下）・大御滓（二三一6上）・大御洗薫（同11下）・大御飯（二七一4下）・大御物（同）・大御粮（二八一9下）などがある。大御飯の被給者が内親王とは別人であることは、

(4) 内親王御所進白米一斗

〔大御カ〕

・飯米六升受越女廿五日

〔石嶋

〔書吏カ〕

〔城二七一7上〕

の木簡によつて明確である。また米飯の被給者が男性の場合、その受取人（持參人）は女性である例もあるが、女性にたいする受取人は総じて女性のことが多い。⁽²⁷⁾ 大御飯米の伝票木簡中、受取人の知られる八点とも、すべてが女性である。したがつて大御を冠する物品の被給者・消費者は長屋王や吉備内親王ではなく、より高い地位の人物に比定することができる。⁽²⁸⁾ 二品のA家令の本主は、奈良宮から食料を日常的に支給される範囲内に住む内親王にしばられてくるのである。

これにたいし、A家令を長屋王の父高市皇子にさかのばらせて解釈する説がある（第二節）。高市皇子の家政機関が飛鳥に残り、その宮は平城に繼承され、長屋皇子宮となつたとする説、高市皇子の家政機関と宮（北宮）は飛鳥・藤原に残存するが、家政の大勢と北宮

の呼称は平城左京三条二坊の地にひきつがれたとする説などであつた。いづれも二品の家令組織は飛鳥・藤原に維持されたとするのである。

しかし“二品の皇子の家格や宮を繼承”とする推測は、少なくとも次の二つの難点をもつ。すでに論究されているもので、一つは冠品位の問題である。高市皇子は持統七年、かつて草壁皇太子が叙せられた淨広壱を授けられ、十年に没する。その冠位を事實上繼承したとし、淨広壱は大宝官位令の二品に相当するとみるが、淨広壱はむしろ一品に対応させるのが、より合理的であろう。⁽²⁹⁾ 事例的に参考になるのは、同じ天武の皇子中、忍壁は天武十四年に淨広參で大宝元年三品、舍人は持統九年に淨広式、慶雲元年二品、長は持統七年に淨広式で慶雲元年二品、穗積は持統五年淨広式、大宝二年に二品、新田部は文武四年に淨広式、慶雲元年三品になる。高市皇子の場合、もし淨広壱を引きつぐと、大宝令制は一品にスライドする公算の方が大きい。

そのうえ、家令制が高市皇子の淨広壱太政大臣在任期すでに成立したかどうかも微妙であろう。持統末期に高市皇子が没すると、十一年輕皇子の立太子にともなう東宮大傅・大夫が任じられ、あわせて家令と帳内・資人が設置されたようにみえる。しかし輕皇子は持統十年七月から十一年二月までの間に立太子し、同八月即位したから、東宮舍人制とそれと並立的な家令、帳内・資人制は淨御原令に

規定があつても、具体的に実施されたか、はなはだ疑問である（家令職員の初見は藤原宮跡出土木簡の「多治麻内親王宮政人正八位下陽胡甥」³¹、奈良県教育委員会「藤原宮」木簡訳文75で、政人を家徒とすると、大宝令施行直後の用語の動搖を示す）。じつさい藤原京造営過程の持統五年、宅地班給のさいにも高市をはじめ諸皇子は、その対象とされていない。家令制は高市の生存中には実質上成立せず、大宝令施行後始用されたのではなかろうか。同時に東宮が内裏に、皇子宮は京内に占定され、³²「皇子宮の別宅化」がすすんで、両者は空間的に分離した。こうみると、高市皇子の家政組織が大宝後存続、継承されたとは、容易に認められないものである。

もう一点は、皇子宮の継承の存否である。高市皇子の香久山宮が没後存続し、さらには子の長屋王に継承されたか否かは、皇子宮の継承全般に照して推定するほかない。七世紀王子女・皇子女の宮は伝領されたが、都城經營を契機とする京内集住策によつて、宮は変容し、断絶した。³³大宝以後、宮を相承した実例は見出せず、草壁皇子の嶋宮や志貴皇子の春日宮、やや時代はくだつて新田部皇子や鈴鹿王の旧宅もまた、没後離宮化あるいは接收されている。高市皇子の香久山宮と家政組織が本主死去ののち、全面的に長屋王に継承されたと推定することは、成立困難ではなかろうか。

高市皇子宮が皇子の没後、依然存続したことを裏づける史料に『統日本紀』和銅六年五月甲戌条の讚岐守大伴宿祢道足の解があげ

られる。部内寒川郡人物部乱ら二六人が庚午年以来良人に貰せられながら、庚寅造籍時に飼丁と認定されたため、再び從良したいと請願し、これを上申して許されたという。文の構成をみると、前段の乱らの請願、「庚寅校籍之時、誤涉飼丁之色」と後段の讚岐守の上申、「故皇子命檢括飼丁之使、誤認乱等為飼丁焉」は、請願と事実認定の一級階で、同一の内容をくりかえし記述したことが分かる。庚寅造籍が草壁皇子の没する持統三年四月以後に始まつたとしても、飼丁の検括がそれ以前から行われたと解して矛盾はない。したがつて「故」は接続詞ではなく、故人の意味で故皇子命は草壁皇子に比定できる。検括が和銅六年に近い時期に実施され、当時高市皇子宮が存続し機能したとする見解³⁴にも、同調しがたい。

さらにつけ加えると、貴族家の継承の具体例をあげて、宮や家令の継承の支証とする説がある。藤原不比等や藤原房前の場合で、太政大臣家や右大臣家、あるいは資人や食封の存在によつて、家令が存続、あるいは継承されたとするのである。³⁵しかしこれらの貴族の家はむしろ存続と理解すべきであり、存続の場合でもその家令の維持の事実が皇親の宮が存続したことの傍証になるとするのは、すぐ前に述べた事情から納得しがたい。まして貴族の家・資人・食封などの認知・給付がただちに家令の存続を意味すると解してよいか、定かではないと思う。

高市皇子の家令を長屋王が継承したとする場合、二つの家令の本

主と運営はいかようだったのであろうか。『存続・繼承説』にはいくつかの未解決の問題があり、ひいてはその対象となつた家令の所在地比定の適否も吟味されなくてはならない。

四 北宮の本主

長屋王家木簡の文書や荷札の宛先には、長屋王の妻の吉備内親王や母の御名部内親王が直接記されることは、ほとんどない。吉備内親王の場合、「□備王子大許進塩（以下略）」（城二五—5下3）はその一つであり、(19) (27頁) の「以大命符 □備内親王 縫幡様進上」もそれに加えられるであろうか。そうはいっても吉備内親王を間接的に人定できる木簡の記述として、上記の内親王八点、内一六点などの表記がある。吉備内親王が左京三条二坊の邸宅内に居住したことは明らかであり、その居住建物は小（少）子が仕えた西宮であつたと思う。⁽³⁵⁾ 吉備内親王の実名に代えて邸舎名でよび慣わしたのである。

一方、御名部内親王の名は、木簡群中に一点も記録しない。それにもかかわらず旧稿の私見は、当の二品家令の本主を御名部内親王に比定した。これにたいする反論の批判点をまとめると、(一)御名部内親王がはたして二品であつたか、(二)木簡作成時に存命したとみられるか、(三)御名部内親王の名を記した木簡が皆無ではないか、の三

点となる。

(一)はほぼ同世代の人物に例をとると、天智の皇女泉は天平六年二品で没し、水主は天平九年三品で没している。また天武の田形皇后が神亀五年二品で、泊瀬部皇后は天平十三年三品で死去した。皇太子草壁の女氷高内親王は、既述のとおり和銅七年に一品、靈亀元年一品を授けられている。御名部内親王は天智天皇と蘇我倉山田石川麻呂女の姪娘の間に生まれ、木簡当時の元明天皇の姉で、故太政大臣高市皇子の室であった。品階の記録がないからといって、もちろん無品とは考えられない。状況判断によるほかないが、むしろ二品とみて、高市皇子を一品相当と推定するのと対比し、それほど無理な推測ともいえないであろう。⁽³⁷⁾

次の(二)もまた明証に欠けることは否めない。養老元年食封一〇〇戸を増封され、和銅元年『万葉集』に元明の作歌に和した一首を残すのが、知りうる経歴のすべてである。齊明四年生まれとすれば、木簡年代の和銅三年—靈亀三年は、五三—六〇歳の計算になる。没年未詳とはいえ、神亀五年長屋王願経の巻末跋語に見える「奉資登仙二尊神靈」（『大日本古文書』二四一五）を発願の機縁として、御名部内親王が神亀五年近くまで存命したとみるには支持できよう。⁽³⁸⁾ 六十九歳を迎えたことになる。ただし六十数歳が当時として「極めて高齢」であったかどうかは、より客観的に判断されてよい。いずれにしても不確定要素は払はきれず、ただ和銅元年以後も

生存しなかつたとはいえないことは認められてよい。『続日本紀』に薨去を含めて以後の事績を欠く理由は、前稿に推定したとおり、長屋王の変に連累した意図的な記事の改変があげられる。

(3)の批判は、厖大な木簡中、御名部内親王名を記録した木簡が見当たらない点である。この指摘は二品家令の本主を御名部内親王とする仮説にとって、もつとも目的を射た反証にみえる。しかし直接内親王を名指した木簡の有無に限定して、比定の適否を論ずるのは、いかにも表面的・形式的な議論であろう。給米伝票木簡に見える主立った被給者に、御所＝長屋王、内御所＝吉備内親王ともう一人、支給の米飯を大御飯米と尊称された現存の人物がいた。左京三条二坊の区画内でもっとも高い二品にふさわしい呼称といえる。

御名部内親王は、宅舎名によつて北宮とよばれた人物である。北宮は居住の宮号であり、さらにその宮に居住する人格名であつた。

北宮は長屋王発願の和銅五年経の跋語末尾に「用紙一十七張 北宮」(『寧樂遺文』中、六一〇頁)と記され、神亀三年山背國愛宕郡出雲郷雲上里計帳に登録した戸主出雲臣筆の戸口大初位下出雲臣安麻呂が「北宮帳内」(『大日本古文書』一一三六四)と見える。これらの史料を用いて、北宮は吉備内親王あるいはその居住する宮名と解されてきた。⁽⁴⁰⁾さらに北宮関係史料は、平城左京三条二坊の六坪で一点、八坪で一六点の木簡が出土した。

(42) 北宮御塩綾郡矢田部法志三斗

(城二三一 144)

(43) 余戸里俵一石漢人小林

・北宮〔之カ〕物七月廿三日

(同14下)

北宮を記載するのは貢進物の荷札木簡の類で、諸国から塩や米が北宮に送進されたことを示している。しかし貢進地を国から記すものは一点もなく、かえつて里名からはじめる例が少なくない。さらに通常の貢進物荷札が、地名・税目・税物・数量・貢進者と年月日を記入する書式であるのに反し、項目の一部を省略した形式になつている。北宮と貢進地の関係は緊密で、各地に官給された封戸との関連性が考究されている。⁽⁴¹⁾

封戸は、藤原不比等や藤原房前が没後も賜わつたときの特例を除くと、もともと皇親・諸臣個々人に給付され、家や宮を対象に支給されるものではない。天平七年相模国封戸租交易帳に記載する食封が、舍人親王食封、藤原朝臣(武智麻呂)食封、山形女王食封のように個人別に列記されるのは、いまさら想起するまでもない。したがつて封物の貢進先である北宮は宮名で表現される特定の人物、すなわち二品の御名部内親王を指し、これとは別に居所や建物である奈良宮などの宮や家に当つることはできないのである。七世紀以前、大王以下王族の宮に部民や舎人が所属し、律令国家の内裏・東宮の成立にともない大舎人・東宮舎人などや帳内・資人、また五衛府制の実現によつて、皇親・諸臣の近従者が特定身分にたいし給付されることになつた。神亀三年愛宕郡計帳に記載の北宮帳内も、一部の

故人家に支給された資人を例外として、同じように個人単位の給付であり、邸宅や建物に所属する従者とはいえない。計帳の「北宮帳内」は北宮に居住する御名部内親王近従の帳内であった。もし北宮が高市皇子宮を継承した宮の呼称などであつたら、同じ計帳の太政大臣（藤原不比等）家資人のように、なぜ高市皇子宮帳内や後皇子命宮帳内などと記入しなかつたのであろうか。左大臣（長屋王）資人としたのと同じく、御名部内親王給付の帳内を北宮帳内と表現したと理解する。

ところが、北宮は外部からの呼称であるから、邸宅内の建物などの一部を指すにとどまらず、当の邸宅全体を意味するとする解釈がある。その邸宅内に、二品家令の本主の氷高内親王と三、四品の家令の本主の吉備内親王の二人が住み、それぞれの家令が与えられたという。⁽⁴²⁾しかし外部から、しかも公的に認知された呼称であることは、北宮が特定人物ではなく邸宅全体を指すとしか考えられないであろうか。くりかえし述べたとおり、北宮は木簡の作成時すでに宮であるとともに、宮で示される皇親名であつた。北宮がそこに居住する二品の親王をあらわす敬称であつたと解しうる余地は、まだ残つてゐると思う。

北宮を高市皇子宮との関連から説明する見方は、一つは左京三条二坊に移され継承された高市皇子宮が長屋王宮となり、この邸宅を奈良宮、さらには北宮とよんだとする説である。⁽⁴³⁾北宮名については、

平城京域において三条二坊という北部に立地したためではないかといふ。もう一つは、北宮とよばれた高市皇子宮とその家令は飛鳥・藤原の地に存続し、「家政の大勢と北宮の称は平城京に移った左京三条二坊の地に引き継がれ、（二品の）家令（職員）などが（同地にある）長屋王の家政機関で勤務することもあつた」と述べる。⁽⁴⁴⁾さらに長屋王は三位と二品の二つの家令の本主として、高市皇子の子孫がとり結ぶ「北宮王家」を総括した。北宮の命名は、天武期高市皇子の香久山宮の位置が飛鳥淨御原宮の北方にあつたのに由来する。その後、藤原宮と高市皇子宮の位置関係が平城京の場合にも踏襲され、香久山宮を継承した長屋王の奈良宮をも北宮とよんだ。このように推定する。

長屋王と高市皇子以来の家令を総括する「北宮王家」論と飛鳥の宮の「家政の大勢論」は、奈良宮における二つの家令職員間の人的融合を説明するうえでも理解しやすい。しかし高市皇子宮が大宝以後ひきつづき存続したことじたい疑問がある。また高市皇子時代からの香久山宮（北宮）と家政組織は、たとえ家政の大勢が平城に移動したとしても、飛鳥に残存し、宮名だけが長屋王宮に継受されることがあるだろうか。さらに家政の大勢は平城に移つたとするが、長屋王家木簡のうち二品家令関係の木簡の大半は、同説では飛鳥から発給されたはずで、家政の管理運営を担当する二品家令の中核は、依然飛鳥の地に求めざるをえなくなるのである。もう一つ付言する

と、北宮の名称を淨御原宮からの位置で説明するのも一案であるが、天武期の諸皇子女の宮名としてまったく異例で、平城京左京三条二坊の北宮名の成立事情を説明するうえで、あまり当をえているとはいえないであろう。

長屋王家木簡に御名部内親王名を記した木簡が発見されていないからといって、人名を宮号で表現した北宮が御名部内親王に相当する可能性を排除することはできないのではなかろうか。北宮は御名部内親王の尊称であり、計帳公文にも、封物の貢進先としても、いわば行政運営上、特定の人物を名指すために使用されたのである。

長屋王^{〔皇カ〕}あての貢進物を、「長屋親王宮鮑大贊十編」(22頁③)、「長屋子宮御^{〔郡カ〕}多土^{〔西カ〕}伊^{〔西カ〕}」(二五—22上)のように長屋王宮と墨書し、北宮などと区別したのが参照される。原義となつた宮名の北宮は、旧稿で述べたとおり香久山西北方に営まれた宮が、平城遷都後もなお、

(44) 古宮

(城二八—4中)

として余命を保ち、このいわば「南宮」にたいし、御名部内親王が移り住んだ平城京内の新宮を北宮とよんだのではなかろうか。北宮は元来、高市・御名部一家の立場から名づけた呼び名であり、やがて御名部内親王の別称として広く認められたのである。⁽⁴⁵⁾

なお木簡に見える西宮は、「西宮小子」(城二二—16下、ほか)などの給米伝票から分かるように、邸内の宅舎を主体とした呼称であつた。

(45) 内進米三升受[□]西宮人給米[□]

・正月十六日[□]

(城二二—13上)

の内は吉備内親王とみられるので、西宮を吉備内親王の居住空間に推定できる。⁽⁴⁶⁾ そうすると北宮も奈良宮域内の北方の一画の建物にもとづく名称ではないかともいえるが、西宮がいわば邸内用語であるにたいし、北宮は建物居住に由来する人物の称号であった。米飯支給木簡に、西宮某がしばしば記載されるのに反し、北宮にその類例がないのは、かかる両者の性格の相違を反映するのであるうか。代わりに北宮の場合、「大御飯米」など直接御名部内親王とみられる人物に支給する伝票が少なくない。しかも支給数量が^{(39)・(40)} (253頁) や、

(46) 進大御飯米三斗 都夫良女 閏月廿九日忍海安万呂

(城二七—6上)

に見られるとおり、大半が三斗単位で支給されている(一般に升単位の支出が圧倒的に多い。なお「大御物王子御物」(27頁⑦)、城二二—5、「専大物皇子」(25頁⑫)。同6下)の王子・皇子は、御名部内親王の子もしくは孫となる。

御名部内親王の家令は、前節でとりあげたように長屋王の家令の地と近接し、また内親王の北宮も長屋王の奈良宮と同一区画内で、当木簡が出土した平城京左京三条二坊の地にあつたと推定する。この一・二・七・八坪に、平城遷都とあわせて從三位式部卿長屋王の

奈良宮が造営され、そこに長屋王の家令が設置されたのである。奈良宮務所はその家令の実務担当の部署であろう。これにたいし、二品家令の本主と推定したのは御名部内親王で、その居所は飛鳥の旧高市皇子宮との対比によつて北宮とよばれ、二品の家令が付設されたと復原するのである。したがつて長屋王と御名部内親王は、平城京左京三条二坊の四か坪の一画内で、しかも別個の建物に居住したこととなる。そのうえで二品の家令職員の一部とくに下僚は、飛鳥の故高市皇子の古宮に出仕することがあり、あるいは家令以下長屋王宮の家務をも荷担するなどの交流を行つた。二品家令の甲地とは三条二坊の御名部内親王の北宮の地であり、乙地は飛鳥の古宮を指すことが明らかになつたと思う。前稿で「左京三条二坊内に北宮」（故高市皇子宮が存在して）御名部内親王が居住し、同所に二品相当の（故高市皇子、あるいは）御名部内親王の家令所が設置された⁽⁴⁷⁾と述べたのは、（）の箇所を削除したうえ、上記のように理解しなおし、二つの家令とその所在地に関する再論とする。

以上のように長屋王家木簡にみえる二つの家令を推定した場合、もちろん史料的な空白を憶測で埋めてしまつた部分は決して少なくない。わずかに残された可能性を過大につなぎながら、立論を重ねたところも目立つ。木簡という断片的な文字史料による制約は、それでもないが、それでも推論にはそれなりの論拠と整合性が、最大限追究されるべきである。その点、小論はあくまで仮説の域を脱す

るものとは思つていい。あらためて批判と教示を仰ぐことにする。最後にお懸念される三点をとりあげる。同一区画内の二つの宮の間で、物品・人物の請求・召喚に移式あるいは符式の木簡を授受することがあるのか、御名部内親王の命を木簡で飛鳥の古宮の職員に伝え、木簡を再び平城に持ち帰つたとしてよいか、さらに当時給付されたはずの三品吉備内親王の家令はどのようになつてゐるか、である。

第一点は、二つの宮の家令とも左京三条二坊の同一画内にあつた。しかしそれらは二品と三位の皇親に官給された別個の家政機関であった。独自に家政を管理、運営し、それぞれの家令が文書を作成し、発給した。たとえ近接した位置にあっても、相互に文書、とくに簡便な木簡を作成し、伝達や請求を行うことは、十分ありえたことと思われる。

第二点は、木簡の作成から廃棄までの経過・経路である。御名部内親王の家令から発給された木簡が、当の三条二坊から出土する以上、二品の家令職員が外部から伝えたとみるか、そうでなく木簡は宛先に運ばれたのち、再度差出地に戻つて廃棄されたと解するかである（あるいは控え書きか）。木簡の授受が平城と飛鳥に出仕した同一家令職員間で行わるとき、木簡が発給元に戻つて、木簡内容の実施を照合、点検することがあつたであろう。一般に物品請求の文書木簡は、請求先で廃棄される場合と、請求元に戻つて廃棄される

再び長屋王家木簡と皇親家令について

場合のあることが指摘されている。⁽⁴⁸⁾ 木簡の移動は、人物召喚の木簡にもあてはまる。長屋王家木簡の、

(47)・符 召医許母矣進出急々

・ 五月九日家令
扶

(48)・符 片岡司等 春日□

・ 十一月四日□

も、発給地に戻った木簡の例である。⁽⁴⁹⁾

(49)・長屋王子宮符□□

・ 靈龜元年□

(50)・□□親王御命符

〔長屋カ〕

(城二八一45下)
(城二八一3中)

は、長屋王宮から発した符木簡が、いつたん宛先に伝えられ、そのち差出元に持ち帰られたことを示す。上掲⁽²⁰⁾と⁽²¹⁾（ともに248頁）

の返報・返抄も、御名部内親王の家令からの請求に応じて、飛鳥から進上された物品の請取りが、草良や万呂に附して飛鳥に届けられ、ついで送り返される過程をたどった。発信時刻の辰時（異筆）や午時は、奈良の二品家令で記され、帰着時刻との照合を期待したのであろう。

長屋王家木簡にみえる物品請求木簡は、二品の家令が左京三条一坊の当地で発給し、再び当地に還送されたと理解する。ただし奈良

宮務所あての場合、持ち帰られて二品家令が廃棄したか、宛先の務所から廃棄されたのか。同一区画内でしかもことなる家令間であるので、後者のコースも推定できる。

第三点については、木簡群から三品吉備内親王の家令をとくに抽出するのは困難である。長屋王の変の神龜六年当時、家令が存在したことは確実であるが、平城遷都直後で、夫妻のうち長屋王だけに家令給付の措置がとられるにとどまつたのか、それとも三品の家令職員の構成、家令・家扶・家従・書吏が、木簡に見える御名部内親王や長屋王の家令職員とじつは混在していたのであろうか。あるいはこれとはちがつて、次のような事情も考慮すべきなのかも知れない。吉備内親王は、靈龜元年二月三品、神龜元年二品へ昇叙したから、和銅期の大半まだ無品であつたとも考えられる。二つの家令か三つの家令か、その論拠とともに今後に期したいところである。

注

(1) 森公章「長屋王木簡・長屋王邸関連論文目録（稿）」（『続日本紀研究』三〇七、一九九六年）参照。

(2) 八木充「長屋王家木簡」と皇親家令所」（『日本史研究』三五三、一九九二年）。

(3) この見解を代表するのは、森公章「長屋王邸の主人と家政運営」

（奈良国立文化財研究所『平城京左京二条一坊・三条二坊発掘調査報告』、一九九五年）三七〇—三七一頁。以下森公章Aと略す。

(4) 寺崎保広「長屋王家の文書木簡」（『日本歴史』五〇〇、一九九〇

- 年)、森公章「長屋王邸宅の住人と家政機関」(奈良国立文化財研究所
「平城京長屋王邸宅と木簡」一九九一年、吉川弘文館、九九頁)、渡
辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」(『奈良古代史論集』二、一
九九一年)、勝浦令子「木簡からみた北宮写経」(『史論』四四、一九
九一年)二七頁、鶴見泰寿「長屋王家木簡と奈良宮務所」(『考古学論
収』一九、一九九五年)一一二頁、井山温子「古代の『家』とその繼
承」(『政治経済史学』三三八、一九九四年)三一頁など。
- (5) 東野治之「長屋王家木簡の文書と家政機関」(『長屋王家木簡の研
究』六四頁、一九九六年、塙書房、初出は九一年)、八木充、注(2)
論文、四頁。
- (6) 森田悌「長屋王の謎」四九一五九頁、一九九四年、河出書房新社。
- (7) 大山誠一「長屋王家木簡と奈良朝政治史」一七一三三頁、一九九二
年、吉川弘文館。
- (8) 寺崎保広、注(4)論文。
- (9) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」(注(5)著書、五七頁、初
出は九一年)、森公章「長屋王家木簡再考」(弘前大学国史研究)九
六、一九九四年)一三頁、以下森公章Bと略す。森公章A、三七八頁。
- (10) 岸俊男「飛鳥と宮都」(『古代宮都の探求』六七頁、一九八四年、塙
書房、初出は八一年)。
- (11) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」(注(9)著書、七三頁、初
出は九一年)。
- (12) 森公章B、二九頁、森公章A、三八五頁。
- (13) 福原栄太郎「長屋王家木簡研究の現状と課題」(『情況』一九九六年
五月別冊)九八頁。
- (14) 森公章B、一二頁、森公章A、三七七頁。
- (15) 鶴見泰寿、注(4)論文、五八頁は、符木簡と移木簡では宛先がこと
なるという。

- (16) 森公章B、九・二九頁、森公章A、三八五頁。
- (17) 東野治之、注(5)論文、五七頁、森公章B、四頁、森公章A、三七
〇頁。
- (18) 渡辺晃宏、注(4)論文、六七頁。
- (19) 東野治之、注(9)論文、五七頁。
- (20) 森田悌、注(6)著書、九一頁は、平城佐保の地に比定する。
- (21) 東野治之、注(9)論文、五七一六〇頁、渡辺晃宏、注(4)論文、六
六頁、森公章B、四頁、森公章A、三七八頁。
- (22) 大山誠一「所謂『長屋王家木簡』の再検討」(『木簡研究』一、一
九八九年)一四七頁、渡辺晃宏、注(4)論文、六三・六四頁、森公章
B、一一一三頁、森公章A、三七四一三七八頁。
- (23) 森公章A、三八五頁。館野和己「日本木簡の特殊性」(大庭脩編
『木簡—古代からのメッセージ』一九九八年、大修館書店)二〇五頁
に高市皇子の家政機関は没後、香久山宮に存続し、長屋王が総括した
とする。
- (24) 森公章B、五頁で、「符〇〇」の人物は、その木簡の署名者となら
ず、「命令を受け取る者と宣奉者とは明確に区別されている」という。
- (25) 渡辺晃宏、注(4)論文、五七・五八頁。
- (26) 渡辺晃宏、注(4)論文、五九頁、大山誠一、注(7)著書、一一二一
一二四頁、森公章A、三六四頁。
- (27) 渡辺晃宏、注(4)論文、五九頁。
- (28) 唯一の例外は「若翁大御弓直三文(ウラ略)」(城二一一六上)であ
る。
- (29) 庄司浩「天武十四年皇親冠位制について」(『立正史学』三四、一九
七〇年)二五頁の第四表。
- (30) 倉本一宏「律令制成立期の政治体制」(『日本古代国家成立期の政權
構造』一五三頁第一五表、一五六頁の第一六表、一九九七年、吉川弘

- (31) 文館、初出は八七年。この点、前私説を修正する。
- (32) (31) 荒木敏夫、「日本古代の皇太子」第二章、一九八五年、吉川弘文館。
- (33) (32) 荒木敏夫、注(31)著書、一二二頁、仁藤敦史「嶋宮の伝領過程」
〔古代王權と都城〕六〇頁、一九九八年、吉川弘文館、初出は八六年、
大山誠一、注(7)著書、一四一—一五頁、森田悌、注(6)著書、
一二・九四頁。井山温子、注(4)論文、三〇—三二頁も長屋王が繼承
した高市皇子宮と草壁皇子宮を國家的給付の存続でなく、あくまで私
的關係の繼承ととらえる。
- (34) (33) 水野柳太郎「皇子命について」(続日本紀研究会「続日本紀の時代」
九四頁、一九九四年、塙書房)は故皇子命を即位前の首皇太子という。
- (35) (34) “存続 繼承説”は、東野治之「古代人の日常文」(週刊朝日百科
日本の歴史 別冊歴史の読み方4)四三頁、一九九〇年、朝日新聞社、
「北家と北宮」(注(5)著書、七九頁、初出は九一年)、「長屋王家と
大伴家」(注(5)著書、七一・七二頁、初出は九二年)、福原栄太郎
「長屋王家形成についての基礎的考察」(続日本紀研究)二七七、一
九九一年)三五頁、森公章B、一八・一九頁。
- (36) (35) 八木充、注(2)論文、「長屋王と万葉歌」(上代文学)六九、一九
九三年)。
- (37) (36) 大山誠一、注(7)著書、三・四頁、森田悌、注(6)著書、四〇頁、
八頁、井山温子、注(4)論文、二八頁など。
- (38) (37) 勝浦令子、注(4)論文、四一頁。
- (39) (38) 青木和夫「奈良の都」二六五頁、一九六五年、中央公論社。
- (40) (39) 井山温子、注(4)論文、四四—四六頁は跋語中の平出と闕字の対比
によつて、「二尊神靈」を草壁・高市皇子とする。しかしながらお現御寓
天皇と二尊との關係は変わらない。福原栄太郎、注(13)論文、九六頁
の「内親王天迹雅」(城二五—23下)の読みはまったく失考であろう。
- (41) (40) 岸俊男「嶋」雜考」(日本古代文物の研究)二七八—二八〇頁、
一九八八年、塙書房、初出は七九年)。
- (42) (41) 渡辺晃宏「長屋王家の経済基盤」(注(4)「平城京長屋王邸宅と木
簡」一〇六頁)、森公章A、三九六—三九七頁。
- (43) (42) 森田悌、注(6)著書、三五—三六頁。
- (44) (43) 東野治之、「北家と北宮」注(5)著書、一二三・一二四頁。
- (45) (44) 森公章B、二九頁、森公章A、三八五頁。
- (46) (45) 鬼頭清明「長屋王家木簡二題」(古代木簡の基礎的研究)四〇一頁、
一九九三年、塙書房、初出は九〇年)は、北宮を吉備内親王の母阿閉
皇女の宮で、即位(元明)後吉備内親王に伝領されたとする。
- (47) (46) 八木充、注(2)論文、三〇・三一頁。
- (48) (47) 同右、三〇頁。
- (49) (48) 館野和己「文書木簡の研究課題」(考古学ジャーナル)三三九、一
九九一年)九頁。
- (50) (49) 森田悌「北宮と奈良務所」(金沢大学教育学部紀要 人文科学・社
会科学編)四二、一九九三年)二四・二五頁。
- (51) (50) (一九九八・八)